

## 畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務

### 2 委託期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

### 3 目的

令和4年1月に放送開始予定の大河ドラマに登場する畠山重忠、比企一族のゆかりの地及び周辺定番スポット等、埼玉県の魅力をPRする冊子・動画を作成し、県内外からの誘客を図る。

### 4 想定する用途

(冊子)

(1) 関係機関やイベント等での配布

(動画)

(1) 埼玉県が放映又は許可をした媒体での配信（例：WEB含むメディアやSNS）

(2) 埼玉県が許可をした施設内での放映（例：商業施設等）

(3) 埼玉県が許可をした団体による放映（例：競技施設の大型ビジョン）

### 5 委託業務の内容

観光PR業務に必要な業務及び付随する業務一式

#### (1) 制作方針・概要

ア 令和4年1月に放送開始予定の大河ドラマに登場する畠山重忠、比企一族のゆかりの地及び周辺の定番スポット等、埼玉県の魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。

イ 冊子については、紙版及び電子版を制作すること。

ウ 十分に県及び取材地と連携をとり、定められた予算の中で最大限アの目的を達成できるように努力すること。

エ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。

オ 受託者は、スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。県への業務進捗状況の報告、または意見交換を主な内容とした打合せを月1回以上開催すること。

## (2) PR冊子掲載内容・デザイン

### ア 表紙

・表紙ビジュアルは複数案提示し、受託者、委託者で相談の上決定する。

### イ 畠山重忠、比企一族の紹介

・畠山重忠、比企一族（比企能員、若狭局など）の生い立ちや功績を簡潔に掲載する。

### ウ 畠山重忠、比企一族ゆかりの地及び周辺観光地を巡るモデルコース

・モデルコースを複数案提示し、受託者、委託者で相談の上決定する。  
・ゆかりの地のみではなく、周辺地域との広域周遊も提案する内容とすること。

### エ 埼玉県観光施設、飲食店、物産等に関する情報

・掲載商品は受託者、委託者で相談の上決定する。

### オ その他留意事項

・ちよこたび埼玉の情報を掲載する。  
・掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係含め、受託者で手配するものとする。

## (3) PR冊子規格・仕様

### ア 紙版

サイズ：B5版程度

仕様：受託者、委託者で相談の上決定する。

（フルカラー・中綴を予定）

紙質：受託者、委託者で相談の上決定する。

（コート紙またはマットコート紙またはそれに準ずるものを予定）

ページ数：8ページ以上

校正：受託者、委託者で相談の上決定する。

（文字及びデザイン校正2回、色校正1回以上）

制作部数：10,000部（紙版予定）

配布方法：無償

### イ 電子版

掲載内容は紙版と同様のものとする。

詳細の仕様について、受託者、委託者で相談の上決定する。

## (4) PR動画

### ア 企画立案

以下の条件に基づき、企画立案をすること。

|        |   |
|--------|---|
| 撮影地    | 畠山重忠、比企一族に関わる各地の施設や定番観光スポットやグルメ等撮影地を選定し、撮影を行うこととする。 |
| 作成本数・尺 | 作成本数は1本以上とし、尺は2～3分程度とする。                            |

|         |  |
|---------|--|
|         | 上記4（1）～（2）の用途に対応できるよう、納品の際は1本の動画に対し60秒のものと、15秒のものを加えて納品すること。                         |
| テロップ    | テロップは、観光スポット名を入れること。<br>日本語と英語を併記すること。   |
| BGM     | 動画に合わせたBGMを挿入すること。<br>納品の際は、BGMがないものも納品すること。   |
| 使用期限    | 使用期限を定めない。   |
| 規格      | 画質：4K（3840×2160）及びFHD（1920×1080）<br>ファイル形式：mov及びmp4<br>フレームレート：60fps以上               |
| その他特記事項 | ドローンやタイムラプスなど撮影技法を工夫して、効果的なPR動画となるように検討すること。<br>モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に県あてに協議を行うこと。 |

#### イ 撮影

アに基づき、必要な素材を撮影する。

動画撮影については、事前に観光課職員と打合せを行うこと。

また、原則として、観光課職員立会いのもと、撮影場所のロケハンを実施すること。

なお、埼玉県による写真素材の提供を妨げない。素材の使用については、この委託事業内で使用するのみとし、二次利用を禁じる。

#### ウ 編集・校正

編集した動画案制作後の校正は、1本につき3回以内とする。

県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

#### エ 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

#### （4）納品

完成後、遅延なく埼玉県産業労働部観光課（〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へ納品する。その他配布場所については受託者、委託者で相談の上、実施することとする。

なお、PR動画の納品については以下のとおりとする。

|                |  |
|----------------|--|
| ブルーレイディスク（10枚） | 一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またブルーレイディスクドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。<br>2～3分版を4枚、60秒版と15秒版をそれぞれ3枚ずつに分けること。 |
|----------------|--|

|               |  |
|---------------|--|
| DVD（10枚）      | 一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またDVDドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。<br>2～3分版を4枚、60秒版と15秒版をそれぞれ3枚ずつに分けること。 |
| 掲載用エンコードデータ一式 | movまたはmp4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。  |
| 動画素材データ一式     | テロップ等の編集がなされていない動画素材を、movまたはmp4形式で記録媒体で納品すること。   |
| 動画の解説またはシナリオ  |  |

#### （5）業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

#### 6 成果物に関する権利の帰属

- （1）本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- （2）本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等は全て県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や冊子に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

#### 7 業務実施に関する留意事項

- （1）本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- （2）受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守

すること。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955